

6 日 獣 発 第 345 号
令和 7 年 2 月 28 日

地方獣医師会会長 各 位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 蔵 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に
係る施行状況調査への協力について（協力依頼）**

令和 7 年 2 月 27 日付け事務連絡により、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室より別紙のとおり協力依頼がありましたのでお知らせします。

この度の依頼は、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号）の施行状況等を把握するため、環境省が実施する Web 調査（合計 11 問）への協力を求めるものです。

つきましては、1 件でも多くの施設からの回答をいただきたく、貴会関係者へウェブページの URL、二次元バーコードの周知方ご協力の程お願いいたします。 /

1. 調査期間

令和 7 年 2 月 28 日（金）～ 3 月 24 日（月）

2. 対象

動物診療施設

3. アンケート調査情報

ウェブページ URL : <https://forms.gle/AuBAGFfiHGhs6oF28>

二次元バーコード



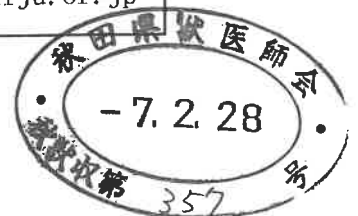
本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：岡本・中村

TEL: 03-3475-1601

E-mail: nakamura@nichiju.or.jp



事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 27 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」に係る
施行状況調査への協力について（依頼）

日頃から動物愛護管理行政の推進について、格別の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号）附則第 11 条等に基づき、同法の施行状況等を把握するための調査を実施することとなりました。つきましては、全国の飼育動物診療施設の皆様に御回答をいただきたく、調査への御協力について特段の御配慮をよろしく願います。

記

・回答方法

貴会を介して地方獣医師会から各飼育動物診療施設へ、調査項目・回答欄が記載された以下の URL をメール等にて配布願います。その後、各飼育動物診療施設から当該 URL にアクセス・回答願います。

回答用 URL : <https://forms.gle/AuBAGFfiHGhs6oF28>

・回答期限

令和 7 年 3 月 24 日（月） 17:00 まで

※ 可能な方は、できるだけ 3 月 14 日（金）17:00 までに御回答いただけましたら幸いです。

・回答集計等

回答については、取りまとめの上、環境省内での活用と、貴会及び各地方自治体への送付を想定しています。なお、調査結果の一部については、個別事例や飼育動物診療施設等が特定されないように集計・整理した上で、中央環境審議会動物愛護部会等において公表を想定しています。

以上

環境省自然環境局
総務課動物愛護管理室
（担当）吉澤、鳥井
電話 03-3581-3351

本調査への御回答は、別途御連絡している
回答用 URL よりお願いいたします。

令和6年度施行状況調査（対象：飼育動物診療施設）

質問項目

【属性調査】

1. 飼育動物診療施設の所在地（都道府県のみ）
2. 飼育動物診療施設の名称（任意・空欄可）
（アンケートの最後に、「愛玩動物看護師の働き方について今後ヒアリング等にご協力いただける飼育動物診療施設については、任意で飼育動物診療施設名とご連絡先をご記入ください」という形で伺います。）
3. 在籍する獣医師の人数（飼育動物診療施設の規模感をはかるため）

【マイクロチップ関係】

令和6年1月1日から12月31日までににおける以下の情報を教えてください。

4. マイクロチップの装着件数（頭／年）
5. マイクロチップやその装着に伴う望ましくない事象の件数
 - ①獣医学的反応（腫れ、しこり・腫瘤、皮膚炎など）（頭／年）
 - ②脱落／移動（頭／年）
 - ③故障（頭／年）
 - ④その他（頭／年）
6. （5で望ましくない事象があった飼育動物診療施設のみ）詳細について御教示ください。（自由記述）

【愛玩動物看護師関係】

7. 貴飼育動物診療施設では、愛玩動物看護師を雇用していますか。
（はい・いいえ はいの場合は人数）
8. （雇用している場合）雇用側として、愛玩動物看護師の業務や制度の概要を把握していますか。
（はい・いいえ）
9. （雇用している場合）雇用している愛玩動物看護師は、診療の補助だけでなく、例えば日常の手入れや基本的なしつけ等、愛玩動物の愛護・適正飼養に係る助言やその他の支援等の業務をしていますか。
（はい・いいえ）。
10. （9ではいと回答した飼育動物診療施設のみ回答）その業務の詳細を教えてください。
選択肢（複数選択可）：
 - ①動物の日常の手入れに関する指導・助言（例：グルーミング、爪切り、

歯磨き等の指導・助言等)

- ② 動物のライフステージに合わせた栄養管理（例：食事相談等）
- ③ 人と動物の共生に必要な基本的なしつけ（例：適切な社会化を促すための教室の開催等）
- ④ 動物介在教育（AAE）への支援（例：小学校等を訪問し学習活動をサポート等）
- ⑤ 動物介在活動（AAA）への支援（例：高齢者施設等でのセラピー活動の支援等）
- ⑥ 動物飼養困難者（高齢者等）への飼育支援（例：家庭訪問、電話等で飼育に関する助言等）
- ⑦ 災害発生時の被災動物適正飼養のための支援（例：地方自治体との連携協力等）
- ⑧ その他（自由記述）。

【その他】

11. 虐待を発見した際、獣医師には通報の義務があることを認識していますか。
（はい・いいえ）